

◎新潟県選挙管理委員会告示第108号

平成24年12月16日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の事務は、次の場所において取り扱うものと定めた。

平成24年12月4日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

場 所 所 在 地

新潟県庁西回廊2階講堂 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

(ただし、12月4日午前中とし、12月4日午後以降は新潟県庁行政庁舎6階 会議室602とする。)